

ぐうっと！かこがわ奨学金返還支援補助金

(一定の条件を満たす非正規雇用の方も対象です！)

主催	加古川市									
日時	令和7年1月6日(月) 申請期限									
内容	中小企業等と大手企業の賃金格差に対する経済的支援と、若者勤労者の市内定着及び転入の促進を目的として、加古川市内に居住し、かつ、中小企業等へ就職(正規雇用及び正規に準ずる雇用)された方が返還する奨学金の一部を補助します。 1 補助内容 <table><tr><th>令和7年3月1日 時点の勤務地</th><th>補助率</th><th>上限額</th></tr><tr><td>市内</td><td>10分の10</td><td>年24万円 (月2万円)</td></tr><tr><td>市外</td><td>2分の1</td><td>年12万円 (月1万円)</td></tr></table> ※最大36ヵ月まで補助 2 補助対象要件 (1)～(9)の要件を全て満たす方 (1) 大学(短期大学・大学院を含む)、高等学校、高等専門学校、専修学校(専門課程)に進学し、在学中に独立行政法人日本学生支援機構の奨学金(第1種・第2種)の貸与を受けた方 (2) 月賦または月賦・半年賦併用により返還期日の到来した奨学金をすべて返還している方 (3) 平成5年4月2日以降に生まれた方 または 前年度に当該補助金の交付を受けた方 (4) 令和7年1月1日現在において市内に住所を有し、かつ現に居住している方 (5) 次のア・イのいずれかに当てはまる方 ア 平成30年4月1日から令和6年12月31日までの間に、中小企業等に正規雇用され、かつ、令和7年3月1日まで継続して正規雇用される方 イ 平成30年4月1日から令和5年12月31日までの間に、中小企業等で<u>正規に準ずる雇用(注1)</u>となり、かつ、令和7年3月1日まで継続して正規に準ずる雇用となっている方のうち、正規雇用への転換を希望している方 (注1) 正規に準ずる雇用とは、一週間の所定労働時間が20時間以上かつ正規雇用の4分の3以上である雇用形態 (6) 過去において当該補助金を36箇月受けていない方 (7) 兵庫型奨学金返済支援制度以外の奨学金返還補助を受けていない方 (8) 暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有しない方	令和7年3月1日 時点の勤務地	補助率	上限額	市内	10分の10	年24万円 (月2万円)	市外	2分の1	年12万円 (月1万円)
令和7年3月1日 時点の勤務地	補助率	上限額								
市内	10分の10	年24万円 (月2万円)								
市外	2分の1	年12万円 (月1万円)								

	(9) 加古川市税を滞納していない方 3 対象となる中小企業等 (1) 社会福祉法人 (2) 資本金の額（出資の総額）が3億円以下または常時使用する従業員の数が300人以下の法人 及び 個人 ※保険業法に規定する相互会社、国、地方公共団体、その他公共法人等は対象外 【令和5年度からの主な変更点】 対象となる非正規雇用（正規に準ずる雇用）の方について、「一週間の所定労働時間が20時間以上」の条件を追加
対象（参加者）	補助対象要件を全て満たす方
申込先・方法	産業振興課へ申請書を郵送
目的・背景 その他	
市ホームページ	掲載予定（9月30日）
広報かこがわ	10月号に掲載



加古川市 産業振興課 労働政策係 （担当：吉岡・前田）
 ☎079-427-3074（内線3153）

返還する奨学金の一部を補助します！

令和6年度 ぐうっと！かがわ

奨学金返還支援補助金

正規雇用に準じる



非正規雇用の方も対象です！

正規雇用を目指す
方を応援します！

年間

最大

(36ヵ月まで補助)

24
万円

令和7年3月1日 時点の勤務地	補助率	上限額
市内	10/10	年24万円 (月2万円)
市外	1/2	年12万円 (月1万円)

申請期限

令和7年1月6日(月)

補助対象要件

次の要件をすべて満たす方

- ☒ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金(第1・2種)を滞りなく返還している方
- ☒ 平成5年4月2日以降に生まれた方 又は
前年度に当該補助金の交付を受けた方
※ただし、前年度までに36ヵ月補助を受けた方は対象外です。
- ☒ 令和7年1月1日時点で加古川市内に住所を有する方
※申請時点では加古川市民ではない方(令和7年1月1日までに市内に転入予定の方)も申請は可能です。
- ☒ 平成30年4月1日から令和6年12月31日までの間に、中小企業等(※)に正規雇用され、かつ、令和7年3月1日まで継続して雇用される方



または

平成30年4月1日から令和5年12月31日までの間に、中小企業等に正規雇用に準じる形で雇用され、かつ、令和7年3月1日まで継続して雇用される方

※中小企業等とは、社会福祉法人、資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は従業員が300人以下の法人、個人など。国、公共法人、その他国又は普通地方公共団体が資本金等の2分の1以上を出資している法人は対象外です。

※正規雇用に準じる形とは、所定労働時間が週20時間以上かつ正規雇用の3/4以上である雇用形態をいいます。

★上記以外の要件もあります。詳しくは加古川市HPをご確認ください。

申請先

加古川市HP
はこちら

QRコード



加古川市 産業振興課 労働政策係(加古川市役所 新館3階)
〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地
電話: 079-427-3074(直通) FAX: 079-424-1373

中小企業等に就職される市内の若者をサポートします。
加古川市に住みながら、魅力ある地元の企業で働きませんか？

補助金額は、令和7年3月1日時点で市内の事業所に勤務している場合は補助対象期間中に返還した奨学金の10/10（月2万円）、市外の事業所に勤務している場合は1/2（月1万円）となります。

※兵庫型奨学金返済支援制度を受けている場合は、その額を除いて計算します。

補助対象期間とは、令和6年4月から令和7年3月のうち、中小企業等に正規雇用又は正規雇用に準じる形で雇用され、かつ、奨学金を返還している期間です。

※正規雇用に準じる形での雇用の場合、当該雇用から1年を経過した日が補助対象期間の始期です。



補助対象期間の例

※正規雇用者の場合

（令和6年4月に正規雇用、令和6年10月に奨学金返還開始の場合）

令和6年4月

令和6年10月

令和7年3月

中小企業等に正規雇用（令和6年4月～）

※ただし、令和7年1月1日時点で市内に住所を有していない、または、令和7年3月1日まで継続して中小企業等に正規雇用されていない場合は、補助金を受けることはできません。

奨学金返還開始（令和6年10月～）

この6ヵ月間が補助対象期間

補助金交付までの流れ

時期	申請者→加古川市	加古川市→申請者
令和7年1月6日（〆切）	交付申請	
令和7年1月～3月		交付（不交付）決定通知
令和7年3月下旬	実績報告	
令和7年4月		交付確定
令和7年4月～5月		補助金交付

申請方法

- 申請方法 申請書を郵送にて提出 提出先：加古川市 産業振興課（市役所新館3階）
- 申請期限 令和7年1月6日（月）【必着】
- 申請に必要な書類

必要なもの	備考
①交付申請書※	記入もれに注意
②中小企業等に雇用されていることが確認できる書類	健康保険証、雇用契約書などの写し
③日本学生支援機構が発行する補助対象期間における奨学金の返還金額や返還方法の詳細が確認できる書類	日本学生支援機構のスカラネット・パーソナル（スカラネットPS）「詳細情報」ページの写しなど
NEW ④奨学金の返還実績が確認できる書類	令和6年4月～直近の返還実績が確認できる通帳の写し（Web通帳等でも可）

※交付申請書は加古川市ホームページ又は産業振興課窓口で取得できます。